

中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な 引上げの基本方針について（「円卓合意」）

平成20年6月20日、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第6回会合が開催され、参加した有識者、労働界・産業界の代表者及び政府関係者は、以下の点について合意した。

1. 中小企業の生産性向上

- 日本全体の成長力の底上げに当たっては、中小企業の生産性向上を図ることが重要であることから、政労使が一体となって「生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努める。
- 特に、中小企業にとって大きな問題となっている下請取引については、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげる。

2. 最低賃金の中長期的な引上げ

- 最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む。
- 上記の引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況、経営環境の変化等も踏まえる。
- 成長力底上げ戦略の最終時点（21年度末）において、経済状況等の変化、中小企業の生産性向上の状況や小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準の実態等を踏まえ、上記の中長期的な方針の進捗状況を確認し、必要な再検討を行う。
- 上記の中長期的な方針は、最低賃金の国全体の水準に係るものであり、地域別最低賃金は、地域の実情を踏まえ地方最低賃金審議会の審議において自律的に審議、決定されるものである。

(参考)

円卓会議においては、最低賃金引上げに関する「小規模事業所」について、以下のような意見が出された。

- 「小規模事業所」としては、中小企業の大多数を占めるものであり、中小企業基本法に即した「従業員数 20 人以下」企業として考えるべきである。
- 中長期的には、高卒初任給の「平均水準」への引上げを目指すべきである。また、小規模事業所は、例えば統計上のデータのある「10 人～99 人」の企業として考えるべきである。